

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正等に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)の一部改正

【固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表への設備区分の追加(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第3及び第4)】

東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、NTT 東西殿の次世代ネットワークを「NTT-NGN」という。)については、今後様々な設備・サービス等の追加がなされると想定されます。従って、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書に関する意見及びその考え方(以下、「報告書意見に対する考え方」という。)の考え方12にあるとおり、接続事業者の要望や今後のサービスの展開状況等を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続会計規則における設備区分等の追加は本事案にとどまらず、適時適切になされる必要があると考えます。

【固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表及び損益計算書の記載事項の分計(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第1及び第3及び第4)】

接続料算定の適正性・透明性の維持・確保を図るためには、今回の改正案にある設備区分別費用明細表、損益計算書、固定資産帰属明細表等における NTT-NGN とそれ以外のネットワークとの分計に加え、この分計結果等を通じた NTT-NGN に係るコストの適正性やコスト削減余地の有無等の検証が必要と考えます。

詳細は、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書案に対する弊社意見書(平成20年12月10日提出)を参照願います。

【損益計算書の記載事項の分計(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第1)】

「報告書意見に対する考え方」の考え方20においては、「ひかり電話のコストについては、NTT東西の利用部門のみが負担するコスト(未アンバンドル機能分)と接続事業者も負担す

るコスト(アンバンドル機能分)に分かれるが、両者のコスト分計が適正に行われないと、公正競争上問題が生じることから、NTT東西においては、接続料の認可申請の際には、他事業者の検証容易性にも留意して算定根拠を明らかにすることが必要である」と示されています。この点を踏まえ、「他事業者の検証容易性」確保のため、より実効的な措置とすべく、当該コストの分計に加え、これらの単位当たり接続料(未アンバンドル機能については振替網手数料相当)を算出の上比較する等により、NTT 東西殿と競争事業者間で公正な競争条件が確保されているか否かといった追加的な検証を実施すべきと考えます。

また、今回のコストの分計は、公正競争上の懸念を解消するための手段のひとつである以上、今回の整理が許容されたのを理由に更なるアンバンドルが妨げられることは認められないものと考えます。

2. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドラインの一部改正

今回のガイドラインの改正において、スタックテストの対象に「フレッツ光ネクスト」「ひかり電話」「ビジネスイーサワイド」の3区分を追加し、その接続料水準について検証を行うことは適切と考えます。

「専用サービス(一般専用、高速デジタル伝送、ATM 専用線等)」については、同サービスは特定電気通信役務からは除外されたものの、今後も指定電気通信役務であり続けることに変わりはなく、同サービスをスタックテストの対象から除くことは、少なくとも特定電気通信役務に係る規制の緩和が公正競争に影響を及ぼさないことを確認した上で行う必要があると考えます。従って、少なくとも今後数年間は状況を注視すべく、同サービスをスタックテストの検証対象として維持すべきと考えます。

また、検証区分については、需要等市場環境の変化に伴い、今後新規サービスのみならず旧来のネットワークに係るサービスもスタックテストの対象として追加が必要となる可能性があることから、適宜検証範囲の見直しを行う必要があると考えます。

加えて、スタックテストについては、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用に関しても営業費に含めるといった検証内容の充実化、及びNTT 東西殿における設備等の調達価格が一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当か否かといった検証項目の追加等、その手法の見直しを行うべきと考えます。

以上